

行革2年目を迎え ~ プランの実践パート13 ~

平成18年度を初年度とする第3次和寒町行政改革大綱(H18~H22)について、2年目を迎えた19年度は、行政サービスの提供を受けた方(受益者)と受けない方(非受益者)との公平性を確保するという受益者負担の原則に基づいた、下水道料金等の公共料金改正や施設使用料及び手数料の見直しや有料化による町民負担が始まります。

今月号は、4月1日から町民の皆さんから新たに負担をいただく内容や実施(廃止・改正)する行政サービスについてお知らせします。

新しい和寒町を創る
自律・共生プラン

使用料・手数料

受益者負担の適正化を図るため、次の使用料・手数料について、4月1日から実施されました。

- 下水道料金 = 月平均5%、一般家庭平均で80円のアップとなりました。
- バス料金 = 乗車距離に関係なく一律1回おとな100円、こども50円、70歳以上有料化となりました。
- 健康診査手数料 = 肺がん喀痰検査、肝炎ウイルス検査、胃がん検診など検査料の一部有料化となりました。
- 施設使用料 = 体育・文化等施設の維持管理費の一部を使用料として利用者に負担をお願いします。
- その他使用料 = 加工センター使用料、葬斎場使用料、土取場使用料の改正を行いました。

(詳しくは、広報誌1月号及び2月号をご覧ください。)



人件費・組織関係

組織の縮小・費用が減額になるもの

議員定数	減	14人	10人
職員数		一般会計	73人 70人
特殊勤務手当の見直し		伝染病防疫手当等の廃止	
水道運営委員会定数減		9人	7人
水道運営委員会任期の改正		2年	3年
児童館運営委員会定数減		9人	6人
民生委員児童委員推薦会定数減		14人	7人
公営住宅入居者選考委員会定数		8人	6人 など



報償・補助金関係

交付額や補助率が引き下げになるもの

遠距離通学児童・生徒の通学費補助(バス料金が乗車距離に関係なく一律になったことに伴う改正)
各団体負担金・補助金・交付金(どんとこい! わっさむ夏まつり負担金・観光協会補助金他)



事務事業関係

町立病院外来薬剤処方院外処方に移行
防災計画の見直し
町民税・固定資産税の納期(2期 3期)



来月号では、行政改革による効果額及び進捗状況についてお知らせします。